

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る九州電力（株）の調査状況
2. 日時：令和4年6月6日 17時00分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員
九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）
原子力発電本部 原子力設備グループ長他9名

5. 要旨

- (1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器等に係る不適切行為について、九州電力から4月28日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。
 - 令和4年5月25日に公表された三菱電機の調査委員会による中間報告において、特別高圧以上の変圧器及び真空遮断器で新たに不適切行為が確認されたと三菱電機から報告を受けた。
 - 九州電力の玄海・川内原子力発電所に納入された不適切行為を行った変圧器（以下「不適切品」という。）は、新たに3台追加され合計7台である。
 - 新たに確認された3台のうち、現在使用している川内原子力発電所2号機主変圧器（以下「川内2号機主変圧器」という。）における不適切行為は、交流耐電圧試験において、民間規格の要求を一部満足していなかったにも関わらず、試験成績書には満足した内容を記載していた。
 - 川内2号機主変圧器については、前回の面談で説明した川内1号機主変圧器とともに、今後三菱電機赤穂工場に立入り、詳細を確認する予定である。
 - その他の不適切品については、現在使用をしていないことから、今後の調査は予定していない。
 - 川内1号機主変圧器及び川内2号機主変圧器ともに、電気設備技術基準に適合していること、納入時に現地検査を行っていること及びこれまで定期点検を実施しており異常が確認されていないこと並びに至近で実施した変圧器内部の油の分析において、異常がないことを確認しており、変圧器の機能性能に問題はないと判断している。
 - 真空遮断器については、三菱電機の調査委員会から試験成績書の記載ぶりについて指摘があったものであるが、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC規格）に基づき試験が実施されており、遮断器の機能性能に問題はないと判断している。
- (2) 原子力規制庁から、調査結果について改めて報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料1：三菱電機（株）製変圧器等の不適切行為について

以上